

「戸田市文化芸術推進条例（案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市文化芸術推進条例（案）について
意見募集期間 令和6年11月5日（火）から令和6年12月4日（水）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、7名の方から7件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	<p>芸術文化に関する条例ができることを嬉しく思うし、老若男女問わず、様々な人々に芸術的な表現、体験のできる市であってほしい。</p> <p>また、伝統芸能、遺跡等も大切にしていってほしい。資料の保存といった観点からも、学芸員や司書等の専門職の存在についても大切にしたい。</p>	<p>文化芸術は広く、多くの実りを私たちの生活にもたらしてくれるものであり、条例の制定により、文化芸術活動の更なる推進が図られるよう努めてまいります。また、伝統芸能や遺跡、資料の保存といった部分につきましては、条例中に文化的資産の継承及び活用といった条文を設け、それに基づいた環境整備を検討してまいります。</p>
2	<p>現代アートは、音楽や演劇と比べ、定期的に利用出来る場所が少ない。昨年度まで実施されていた公園利用の実証実験は、そういった意味でよい機会だった。今後も、そうした機会を設けることでより多くの新たな芸術家がアクションを起こすことができ、文化芸術の広がりにつながるのではないかと。</p>	<p>本条例は、国の文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、条文中に文化芸術活動の推進が図られる環境整備を行うことを基本理念のひとつとして規定しています。</p> <p>文化芸術活動の活性化を図り、活動する市民の裾野を広げるため、ご意見いただきました活動環境の充実も含め、取り組んでまいります。</p>

3	<p>絵画や音楽等に限らず、多様な表現活動を支援する方針を盛り込んでほしい。また、公共の場への作品展示、創作への参加等、子どもをはじめ市民がアートに気軽に触れる機会を創出してほしい。</p> <p>財政的な措置については、団体への補助のみなのか、個人への支援もあるのか。また、環境整備は具体的にどのように行っていくのか。</p>	<p>本条例は、国の文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、法の中で謳われている文化芸術等であり鑑賞の対象となりうる表現や技芸を、市として推進していく文化芸術と定義しています。いただいたご意見を踏まえ、市民が文化芸術に触れる機会の創出等、必要となる活動環境の整備や財政的な措置について、条例制定後に策定予定である文化芸術推進基本計画の中で、具体的な手法等を検討してまいります。</p>
4	<p>他国や他市の例をみても、アートをはじめ文化芸術はまちづくりに様々な影響を与え、その発展に大きく寄与するものだと思うが、それには行政の経済的支援が不可欠である。市内にも夢を持ったアーティスト等が多くいると思うが、そうした方々の活動環境を構築・整備していく上で、今後の文化芸術に関する補助金の扱い等について、市の考えを伺いたい。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、文化芸術はその単体だけでなく、経済、教育、福祉等まちづくりのすべての分野に影響を及ぼすものであり、各分野と連携しながらその活性化を図っていくべきものです。本条例も、文化芸術活動の推進による地域の賑わいの創出を目指しています。条例制定後、文化芸術推進基本計画の策定を予定しております。財政的な措置については、補助金等も含め、計画の中で検討してまいります。</p>
5	<p>条例中の文化芸術推進審議会の構成メンバーに市民公募委員が入ることはとても良いと思うが、その選考基準や意見をどう施策に反映させていくのか、また、他分野との連携事例・目標、若い世代への教育や体験の機会を増やす施策等について具体的な例示や説明があると、市民が施策の成果を実感しやすく、さらに良いのではと思う。</p>	<p>文化芸術推進審議会の市民公募委員については、市内に在住、在学、在勤等の方より選出いたします。ご意見いただきました施策等に係る具体的な例示・説明等につきましては、条例制定後に策定予定である文化芸術推進基本計画に係る上記審議会において検討・協議し、計画へ反映してまいります。</p>

6	<p>市内に美術館、若しくは企画展の開催ができる場所等の、日常的に芸術・アートに触れられる場所を作ってほしい。子供たちをはじめ市民が、当たり前前に美術に触れられる環境を作ってほしい。また、条例案中に文化芸術推進審議会の設置の規定があるが、審議会のメンバーはどのように選ばれるのか。</p>	<p>本条例の中で、文化芸術推進基本計画の策定を規定しており、条例制定後に着手する予定です。計画の中で、ご意見いただきましたような文化芸術活動の推進に係る具体的な手法等を検討してまいります。また、検討の場として文化芸術推進審議会を設置予定ですが、委員については本条例中に構成等を規定し、選出いたします。</p>
7	<p>「文化的資産の継承及び活用」などの施策を推進とあるが、市の文化的資産である不言亭の存在が周知されていない。文化スポーツ課をはじめ各課において、市民への周知を図ってほしい。その方法として、不言亭の一般の方への開放や見学、また、茶会等の催事を推進してはどうか。</p>	<p>市内には不言亭をはじめ、有形・無形文化財や美しい景観等、多くの文化的資産が存在します。国の文化芸術基本法においても、そうした資産の保存と積極的な活用を規定しており、本条例においても、法の趣旨に基づき、条文を設けることといたしました。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、市の文化的資産の継承と活用について、策定予定である文化芸術推進基本計画の中で具体的な手法等を検討してまいります。</p>